

4

福祉社



板橋区 外国籍住民のための生活情報

高齢者や障がい者に対する福祉サービスについて

かいごほけん 介護保険	2
しょう 障がいのある方に	3
こうれいしゃ 高齢者	4
せいかつしえん 生活支援	5
せいかつしごと いたばし生活仕事サポートセンター	6

区役所の窓口や電話は日本語で対応します。

ここに記載されている担当部署や電話番号に問い合わせる場合は、特に表記がない限り、必ず日本語でお問い合わせください。

発行：板橋区役所 文化・国際交流課

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL:03(3579)2018

編集：(公財)板橋区文化・国際交流財団国際交流係

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 TEL:03(3579)2015

発行：2019年3月

介護保険

介護保険制度は、高齢者などの介護にかかる費用をみなさんで負担し、介護を社会全体で支えあう制度です。介護が必要と認定されたときは、必要な介護サービスを利用できるようになります。利用者は、かかった費用の一部(所得に応じて1～3割)を負担します。

(1) 介護保険の加入者

問合せ先

介護保険課 資格保険料係 区役所北館2階⑭窓口 電話03-3579-2359

年齢が40歳以上で、適法に3か月を超えて在留する外国人の方は、全員が介護保険の加入者となります。

・65歳以上の方は第1号被保険者、40～64歳までの方は第2号被保険者となります。第1号被保険者の方には、「介護保険被保険者証」をお送りします。お手元に届かない場合は、介護保険課までご連絡ください。

(2) 保険料のお支払方法

【第1号被保険者】

老齢年金・退職年金などを1年間で18万円以上受けている方は、その年金から自動的に差し引きます。それ以外の方はお送りする納付書または口座振替で納めていただきます。災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難な場合は、徴収猶予や減額・免除制度があります。

※そのほか、生計が困難な方への減額制度もあります。

【第2号被保険者】

医療保険の保険料と一括して徴収され、その額は加入している医療保険者により異なります。

(3) 介護サービスを受けるには

問合せ先

介護保険課 認定係 情報処理センター3階 電話03-3579-2441

介護保険被保険者で、日常生活において介護や支援が必要になったら、まず区の窓口へ申請をしてください。どのくらい介護や支援が必要かの認定を受ける必要があります。

・申請は、ご本人の他、家族の方も代理申請ができます。

また、居宅介護支援事業者や、介護保険施設なども申請の代行ができます。

・申請から結果を通知するまで約30日かかります。

(4) サービスの利用料

問合せ先

介護保険課 給付係 区役所北館2階⑭窓口 電話03-3579-2356

・介護保険においてサービスを利用したときは、所得に応じて費用の9～7割が保険で給付され、1～3割の自己負担額を支払います。

・施設での介護サービスを利用した場合は、1～3割の自己負担額のほか、食費・居住費などの本人負担が発生します。

(5)65歳からの元気力(生活機能)チェック

問い合わせ先

おとしより保健福祉センター 板橋区前野町4-16-1 電話03-5970-1117

心身機能の低下を早期に発見するため、65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方を対象に、元気力(生活機能)チェックシートによるチェックを担当のおとしより相談センターなどの窓口で行っています。元気力の低下が認められた方には、介護予防の教室のご案内と日常生活の自立のためのサービス利用をおすすめします。

障がいのある方に

心身に障がいがある、「身体障害者手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方等は、その障がいの程度に応じて各種の援護、福祉サービスを受けることができます。

(1)「身体障害者手帳」

問い合わせ先

板橋福祉事務所 障がい者支援係 板橋区板橋2-66-1 電話03-3579-2460
赤塚福祉事務所 障がい者支援係 板橋区赤塚6-38-1 電話03-3938-5118
志村福祉事務所 障がい者支援係 板橋区蓮根2-28-1 電話03-3968-2337

「身体障害者手帳」は肢体・視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・直腸・膀胱・免疫など、身体に障がいのある方に交付されます。手帳は、指定医師(身体障害者福祉法に定める医師)の診断書に基づいて交付されます。障がいの程度によって1～7級の等級で認定されます。

(2)「愛の手帳」

問い合わせ先

各福祉事務所

知的障がいの方に交付されます。障がいの程度は総合判定により、1度(最重度)から4度(軽度)で認定されます。18歳未満の方は東京都北児童相談所(電話03-3913-5421)、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター(電話03-3235-2961)で交付します。

(3)「精神障害者保健福祉手帳」

問い合わせ先

板橋健康福祉センター 板橋区大山東町32-15 電話03-3579-2333
上板橋健康福祉センター 板橋区桜川3-18-6 電話03-3937-1041
赤塚健康福祉センター 板橋区赤塚1-10-13 電話03-3979-0511
志村健康福祉センター 板橋区蓮根2-5-5 電話03-3969-3836
高島平健康福祉センター 板橋区高島平3-13-28 電話03-3938-8621

精神障がいのため、日常生活、または社会生活への制約がある方に交付されます。等級は1級から3級に区分されます。

こうきこうれいしゃいりようせいど
(1)後期高齢者医療制度

問い合わせ先

後期高齢医療制度課 区役所北館2階⑬窓口 電話03-3579-2373

75歳以上の方で原則として在留期間が3か月を超える方が加入する健康保険です。健康保険証を提出することで、医療費の支払いは1割または3割になります。

保険料は一人一人にかかります。原則として介護保険と同様に年金から自動的に差し引きます。ただし、年金の金額など様々な条件によって納付書や口座振替でお支払いしていただく場合があります。

また、加入者が死亡し葬祭を行ったときは、葬祭執行者に一定額の給付があります。

けいろうしゅうかんぎょうじ
(2)敬老週間行事

問い合わせ先

長寿社会推進課 シニア事業係 区役所北館2階⑯窓口 電話03-3579-2372

板橋区では、おとしよりを敬い、長寿を祝うため、88歳・95歳・100歳を迎える方及び101歳以上となる方にお祝い品を贈ります。

けいろうにゅうよくじぎょう
(3)敬老入浴事業

問い合わせ先

長寿社会推進課 シニア事業係 区役所北館2階⑯窓口 電話03-3579-2372

区内にお住まいの70歳以上の方を対象に、区内及び北区の一部公衆浴場を利用できる「敬老入浴券」を交付しています。お近くの公衆浴場のほか、区民事務所や地域センターなどの窓口に申請書が設置してあります。必要事項をご記入の上、長寿社会推進課までご申請ください。折り返し、入浴券に交換するための「敬老入浴券交付証」をご自宅へお送りいたします。

かみ どうしきゅうじぎょう
(4)紙おむつ等支給事業

問い合わせ先

長寿社会推進課 高齢者相談係 区役所北館2階⑮窓口 電話03-3579-2464

要介護1以上で常時失禁状態の方で、紙おむつ等を必要とする方に、ご希望の配送先へ無料で配送します(東京23区外への配送は送料が有料となります)。

また、入院(入所)中で、病院(施設)指定の紙おむつしか使用できない方には、月5,000円まで紙おむつ費用を助成します。

なお、世帯の最多所得者の所得により支給できない場合があります。また、生活保護及び中国残留邦人等支援給付受給者、介護保険施設入所者は対象になりません。

くりつこうれいしゃじゅうたく えん
(5)区立高齢者住宅(けやき苑)

問い合わせ先

住宅政策課 区役所北館5階⑭窓口 電話03-3579-2187

住宅にお困りの65歳以上の方のために、高齢者向きの設備と生活協力員または生活援助員を配置した公共住宅です。入居者の募集(あき家)は年1回(5月下旬頃)行います。入居者は抽選で決定します。募集や申込など、詳しいことは窓口でおたずねください。

問合せ先

(住所地を管轄する福祉事務所)

板橋福祉事務所 総合相談係 板橋区栄町36-1(グリーンホール 3階)

電話03-3579-2322

赤塚福祉事務所 総合相談係 板橋区赤塚6-38-1

電話03-3938-5126

志村福祉事務所 総合相談係 板橋区蓮根2-28-1

電話03-3968-2331

【生活の援助・福祉資金など】

(1)母子及び父子福祉資金

都内に6か月以上住んでいて、20歳未満の子を扶養している母子家庭及び父子家庭の方が、事業開始、生活、住宅補修、医療介護、就学、就職などで資金が必要な場合に貸し付けます。利子は無利子または低利子。償還期間は3～20年以内です。

(2)女性福祉資金

配偶者のいない25歳以上の女性または25歳未満で、親族を扶養している女性の方が事業開始、生活、住宅、就学などで資金が必要な場合に貸し付けます。利子は、無利子または低利子。償還期間は7～20年以内です。

※貸付に当たっては審査を行います。審査の結果、お貸しできない場合があります。

【生活保護など相談事業】

福祉事務所の総合相談係では、生活に困っている人や様々な悩みを抱えている人の相談にのり、一緒に解決方法を探しています。相談したいことがある場合は、窓口までお越しください。

(1)生活保護(生活に困っている方(外国人への準用保護))

生活保護とは、病気などで生活に困っている日本国民に対して、生活保護法に基づいて生活の保障をし、自分の力、又は他の方法で生活できるようになるまで手助けするしくみです。

特定の在留資格のある外国人にも、この法律が準用されます。

面接員が、あなたの相談をお聴きし、生活保護に該当するか、また、該当しない場合でも他に救済方法があるかなどをご一緒に考えます。そのため、面接員は、相談を受ける上で、以下の事項等をお聴きします。

- 在留資格のこと
- 家族のこと(親・子ども・兄弟)
- 今までの生活のこと(収入・仕事など)
- お住まいのこと(自家・公営住宅・民間住宅・その他)
- 資産のこと(不動産・預貯金・生命保険など)
- その他、病気のことなど

また、保護を行うにあたっては、次のことを優先して行うべきと定められています。

- 資産、能力その他あらゆるものの活用
- 扶養義務者の扶養
- 他の法律による給付

(2)ひとり親相談

ひとり親家庭の悩みごとや、生活全般の相談を行っています。詳しくは②出産・子ども・教育の冊子をご覧ください。

(3)女性相談

女性の悩み事やその他いろいろな相談に応じ、経済的・社会的に自立した生活ができるよう適切な援助を行います。

あなたが、男性などからの暴力や妊娠・出産のことで悩んだり、家出をして行く先がなく保護を求めたい場合などの相談に応じます。

(4)家庭相談

家庭生活の人間関係全般に関する相談(離婚・入籍・認知など)を行っています。

【相談日時】月・水・金曜日 13:00～17:00

(5)中国帰国者相談

中国から帰国された方のため生活相談を行っています。

【相談日時】板橋福祉事務所 ※予約制(事前にご相談ください。電話03-3579-2322)

赤塚福祉事務所 火曜日 9:00～17:00

志村福祉事務所 水曜日 9:00～17:00

おやしえん ひとり親支援

板橋区では、ひとり親で子育てをしている家庭を支援する様々な福祉サービスを提供しています。また、女性の悩み事やその他いろいろな相談に応じ、経済的・社会的に自立した生活ができるように支援を行っています。詳しいサービスの内容については②出産・子ども・教育の冊子をご覧ください。

せたがや いたばし生活仕事サポートセンター

問い合わせ

いたばし生活仕事サポートセンター 板橋区栄町36-1(グリーンホール 4階)

電話03-6912-4591

生活、就職、家計、債務などでお悩みの方の相談窓口です。専門の支援員が状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関とも連携して支援を行います。

・ 開所日 月～金曜日

・ 開館時間 9:00～19:00